

鳴門教育大学附属学校学校関係者評価規程

平成20年 3 月 17 日

規程第 2 号

改正 平成21年 3 月 31 日規程第53号

平成22年 3 月 24 日規程第63号

平成23年 3 月 31 日規程第32号

平成26年 3 月 24 日規程第38号

平成28年 3 月 28 日規程第40号

平成29年 3 月 8 日規程第16号

平成31年 3 月 13 日規程第39号

令和 4 年 5 月 27 日規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属幼稚園園則（平成16年校則第4号）第8条第2項、鳴門教育大学附属小学校校則（平成16年校則第1号）第8条第2項、鳴門教育大学附属中学校校則（平成16年校則第2号）第8条第2項及び鳴門教育大学附属特別支援学校校則（平成16年校則第3号）第10条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学の各附属学校（以下「附属学校」という。）の学校関係者評価に関し、必要な事項を定める。

(学校関係者評価員)

第2条 附属学校ごとに学校関係者評価員（以下「評価員」という。）を置き、当該附属学校の職員以外の者で、次に掲げるものから、附属学校の校長（幼稚園にあっては、園長とする。以下「校長」という。）の推薦により、学長が委嘱する。

- (1) 附属学校の幼児、児童又は生徒の保護者
- (2) 附属学校の運営及び幼児、児童又は生徒の育成に関わりがある者
- (3) 附属学校に直接の関係を有しない大学教員
- (4) その他校長の推薦に基づき学長が委嘱する者

2 評価員の人数は、附属学校ごとに5人以内とする。

3 評価員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 評価員に欠員が生じ後任者を補充する場合、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価員は、非常勤とする。

(職務)

第3条 評価員は、当該附属学校が行った教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえた当該附属学校の評価を行う。

(委員会)

第4条 附属学校ごとに、学校評価を行うために学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員は、第2条第1項に規定する評価員をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選考する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見

を述べさせることができる。

(守秘義務)

第6条 評価員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務部附属学校課において処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 第2条第1項の規定により最初に委嘱された評価員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。